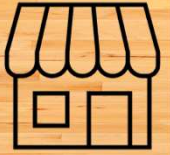


店舗・事務所を
建てる方へ

やまなし木の建築推進事業 県産木材利用非住宅建築物整備



民間非住宅建築物(店舗・事務所・施設など)に
県産木材を活用すると補助が受けられます！

補助対象者※1

- ・法人
- ・団体
- ・個人事業主
(継続的に事業を行っている方)

補助対象建築物※2

自らが居住する目的以外に供される
建築物であり、新築、増改築により県
産材を利用して木造化又は木質化を
行う建築物

※1 国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関又は独立行政法人等は含みません。

※2 個人居住用住宅は対象外です。

やまなしKAITEKI住宅(住宅リノベ含む。)／FORETとの併用はできません。

最大
40万円
定額補助

県産木材利用非住宅建築物整備		補助額
県産材※1利用量 による区分 (いずれか)※2	10m3以上 かつ 50%以上	40万円
	7.5m3以上 かつ 40%以上	30万円
	5m3以上 かつ 30%以上	20万円

※1 「県産材」とは、山梨県産材認証制度により生産地及び合法性が証明された木材です。

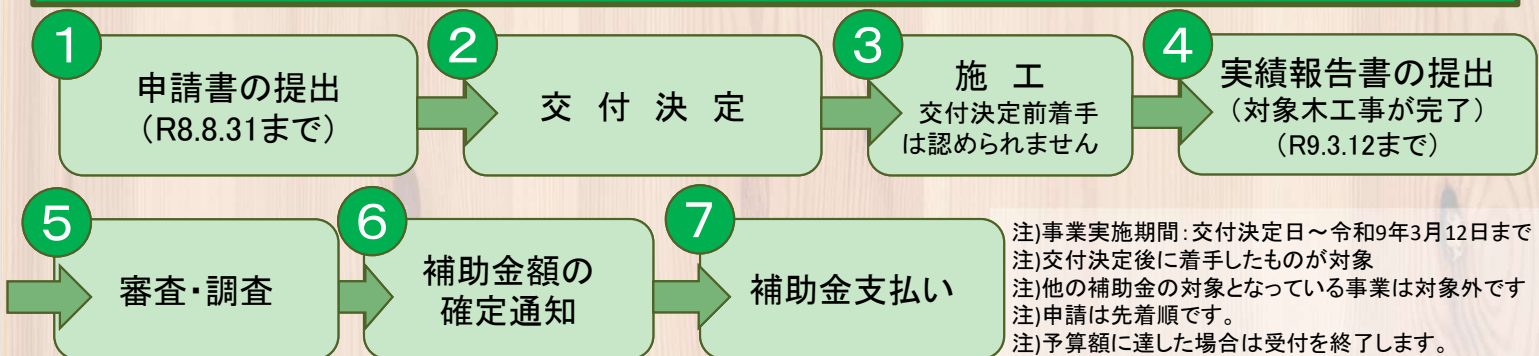
※2 補助額は、県産材の利用量及び、総木材利用量と県産材の利用割合で決まります。

山梨県産材認証制度について

山梨県HP <https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/6213.html>

山梨県産材認証センター <https://y-wood.com/ninsho/>

申請手続きの流れについて



注)事業実施期間: 交付決定日～令和9年3月12日まで
注)交付決定後に着手したものが対象
注)他の補助金の対象となっている事業は対象外です
注)申請は先着順です。
注)予算額に達した場合は受付を終了します。

〇問い合わせ・提出先

建築予定地により提出先が異なります。

- 中北林務環境事務所(甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町)〒407-0024 韮崎市本町4-2-4TEL:0551-23-3088
- 峡東林務環境事務所(山梨市・笛吹市・甲州市)〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1TEL:0553-20-2721
- 峡南林務環境事務所(市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町)〒409-3606 市川三郷町高田111-1TEL:055-240-4167
- 富士・東部林務環境事務所(富士吉田市・都留市・大月市・上野原市ほか)〒402-0054 都留市田原2-13-43TEL:0554-45-7812
- 山梨県 林業振興課(県外案件)〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1653 Mail:ringyo@pref.yamanashi.lg.jp